

規制影響分析書要旨

規制の名称	障害者雇用率等の見直し	
主管部局・課室	職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課	
関係部局・課室	社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室	
評価実施時期	平成29年5月	
規制の新設・改廃の内容・目的	平成30年4月より一般の民間企業の法定雇用率を 2.3%(当分の間2.2%、3年を経過する日より前に2.3%)に引き上げるとともに、国、地方公共団体及び特殊法人等の率を 2.6%(当分の間2.5%、3年を経過する日より前に2.6%)(都道府県等の教育委員会 2.5%(当分の間2.4%、3年を経過する日より前に2.5%))とします。 また、これに伴い、身体障害者補助犬の使用を拒んではならないとする事業主を50人以上の労働者を雇用する事業主とします。	
	(根拠条文)	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第38条第1項、第43条第2項及び第6項、第54条第3項 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)第2条、第9条、第10条の2及び第18条 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第10条第1項 身体障害者補助犬法施行令(平成14年政令第298号)第2条
想定される代替案	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第46号)の施行により、平成30年4月より精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率の算定基礎に加わるため、法定雇用率について、所要の改正を行う必要があり、代替案は想定されません。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	法定雇用率の引き上げにより、事業主については、雇用すべき障害者数が増えるため、作業施設や設備の改善、職場環境の整備等の負担が生ずる場合があります。 また、身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない対象事業所が増えるため、作業施設や設備の改善、職場環境の整備等の負担が生ずる場合があります。	—
(行政費用)	事業主に周知するための費用が発生することとなります。	—
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。	—
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
	法定雇用率の引き上げにより障害者の雇用機会が拡大されます。また、身体障害者補助犬の使用を拒んではならないとする対象事業所が増加することにより、身体障害者補助犬を使用することで就業することができる障害者の雇用機会が拡大されます。これらにより、障害者の社会参加と経済社会の発展に寄与します。	

分析結果	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第46号)の施行により、平成30年4月より精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率の算定基礎に加わるため、法定雇用率について、所要の改正を行う必要があります。</p> <p>法定雇用率の見直しによって事業主については、雇用すべき障害者数が増えるため、作業施設や設備の改善、職場環境の整備等の負担が生ずる場合がありますが、障害者の雇用機会が拡大し、働く意欲・能力のある者の就業が促進されることを通じて、経済社会の発展に寄与すること等の便益を勘案すると、適切な手段であると考えられます。</p> <p>なお、その円滑な施行のため、一定の周知期間を設ける等、必要な措置を行っていきます。</p> <p>また、身体障害者補助犬施行令については、補助犬の使用を拒んではならない事業所の範囲が拡大し、事業所の負担が生ずる場合がありますが、補助犬の使用を認められることにより、障害者の雇用機会が拡大し、働く意欲・能力のある者の就業が促進されることを通じて、経済社会の発展に寄与すること等の便益を勘案すると、適切な手段であると考えられます。</p> <p>なお、その円滑な施行のため、一定の周知期間を設ける等、必要な措置を行っていきます。</p>
有識者の見解その他関連事項	<p>労働政策審議会答申「「障害者雇用率について(案)」について」(平成29年5月30日)において「厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。」旨が答申されています。</p>
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>法定雇用率については、障害者雇用促進法第43条第2項及び第54条第3項において、労働者の総数に対する障害者である労働者の総数等の割合を基準として設定するものとし、少なくとも5年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定めるとされており、当該規定に基づいて見直しを行います。</p>
備考	<p style="text-align: center;">—</p>